

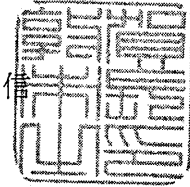


敦賀市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、  
本市の町の区域を設定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 2年 9月 7日

敦賀市長 渕 上 隆 信



次の区域を衣掛町に設定する。

大字	字	地番
古田川	48号加良加良	1の1
	49号ザル	1の1から1の3まで 2 3の1 3の2 4の1から4の3まで
坂下	28号横田	3の1 3の3 4の1 4の3 4の4 7の1 7の4 14の1 14の7から14の9まで
	30号サル	1 2の1から2の4まで 3の1から3の23まで 3の26 4の1から4の7まで 4の10 4の12 4の14 5の1から5の3まで 5の5 5の7から5の10まで 6の1から6の7まで 6の10 7の1から7の5まで 7の7から7の11まで 7の14 7の16から7の18まで 7の20 8の1から8の5まで 8の8 9の1から9の4まで 9の7から9の11まで 10の1から10の3まで 10の5から10の10まで 11の1 11の3から11の11まで 11の13から11の15まで 12の1 12の5から12の11まで 14の1から14の4まで 14の7 14の8 17の1 17の2 18の2 19の3 20 21の2
	32号三反長	1の2 1の11から1の14まで 16 17 18 19 20
	33号カラカラ	1の1から1の16まで 2の1 2の4 2の5 3の2 6
谷	52号横田	1の1 1の3
堂	45号老町田	1の1 2の1 3の1 3の6 3の7 4の1から4の4まで 5の1 7
	46号ザル	1の1 1の2 2 3 4の1 4の2 5 6
中	77号八反田	1の1
長沢	58号ザル	1 2 3
鳩原	14号加良加良	1の1から1の7まで 2の1から2の10まで 2の12 2の14 2の16から2の18まで
	16号ざる	1 2 3
	21号老丁田	1の1 1の6から1の13まで
	22号高畑	1の1 1の5 2
道口	37号野畑	3の3 4の1 5の3
	38号三処田	1の1 1の4 1の5 4の2
	43号三反長	2の1 2の5 3の1 3の7 3の8 6 7
	45号加良加良	1の1から1の3まで 2の1から2の5まで 3の1 3の3 3の4 4の1 4の4 5の1から5の3まで 6の2 7の1 7の2 7の4 7の5 8の1から8の3まで 8の5から8の10まで 9の1から9の6まで 9の8から9の10まで 10の1から10の10まで 11の1から11の15まで

		12の1から12の22まで 13の1から13の7まで 14の1から14の7まで 15 16の1 16の6 17の2 18の2 20の2 21 22の1 23 24 25
	46号高畑	3の1 4の1 5 6の1 6の3 7 8
	47号イヤ尻	1の2 2の2 5
	48号一丁田	1の1 5
	62号ザル	1 2 3 4 5の1から5の6まで 6 7 8 9 10 11 12
	63号八反田	3の1 3の3から3の6まで 8の1 10の1 11の1 11の3 12の1 12の3 12の4 13の1 13の2 14の1から14の3まで 15 17の1 17の2 18 19 20
吉河	33号からから	1の1 1の3 1の7 2の1から2の5まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び一部		